特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は，児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
鉾田市長

公表日
令和7年1月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収 ・デジタル庁への公金受取口座情報の照会 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	児童手当システム，宛名管理システム，中間サーバー、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
1. 受給者台帳ファイル　2. 児童台帳ファイル　3. 支給台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項 別表　第81項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表 【情報提供の根拠】 同表第106、107項 【情報照会の根拠】 同表第42、125、141、161項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	鉾田市福祉保健部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長

6. 他の評価実施機関
総務省

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鉾田市総務部総務課　茨城県鉾田市鉾田1444番地1　0291-33-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鉾田市福祉保健部子ども家庭課　茨城県鉾田市鉾田1444番地1　0291-33-2111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	入力作業の際は、必ず入力者以外の者が確認し、入力ミスが発生しない体制を執っている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に係る照会提供事務については、システムの利用に当たり静脈認証を要求することにより、なりすまし等による不正使用を防止している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	4・情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第26項、第30項、第87項） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第40条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二（第26、30、87項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二（第74、75項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条	事後	
平成29年9月1日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	
平成29年9月1日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム，宛名管理システム，中間サーバー	児童手当システム，宛名管理システム，中間サーバー、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）	事前	
平成29年9月1日	5．評価実施機関における担当部署	子ども家庭課長　石﨑　逸代	子ども家庭課長　鈴木　真理	事後	
令和3年3月15日	5．評価実施機関における担当部署	子ども家庭課長　鈴木　真理	子ども家庭課長	事後	
令和3年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4・情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二（第26、30、87項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二（第74、75項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表 【情報提供の根拠】 同表第106、107項 【情報照会の根拠】 同表第42、125、141、161項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月14日	1・特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収 ・デジタル庁への公金受取口座情報の照会 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	
令和5年4月14日	4・情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二（第26、30、87項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二（第74、75項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二（第26、30、87、106項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二（第74、75項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	事前	
令和5年4月14日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数及び2．取扱者数	令和3年3月1日時点	令和5年4月3日時点	事前	
令和5年9月20日	1・特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム，宛名管理システム，中間サーバー、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）	児童手当システム，宛名管理システム，中間サーバー、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）、申請管理システム	事後	
令和7年1月31日	評価書名	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童手当に関する事務　基礎項目評価書	事後	
令和7年1月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	本市は，児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	本市は，児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取扱う事務 ①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一　第56項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表　第81項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第44条	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二（第26、30、87、106項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二（第74、75項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表 【情報提供の根拠】 同表第106、107項 【情報照会の根拠】 同表第42、125、141、161項	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉事務所子ども家庭課	鉾田市福祉保健部子ども家庭課	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ 連絡先	鉾田市福祉事務所子ども家庭課　茨城県鉾田市鉾田1444番地1　0291-33-2111	鉾田市福祉保健部子ども家庭課　茨城県鉾田市鉾田1444番地1　0291-33-2111	事後	
令和7年1月31日	Ⅳ　リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年1月31日	Ⅳ　リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年1月31日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		・十分である 入力作業の際は、必ず入力者以外の者が確認するようにし、入力ミスが発生しない体制を執っている。	事後	
令和7年1月31日	Ⅳ　リスク対策 10. 従事者に対する教育・啓発	特に力を入れている	十分に行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策		・最も優先度が高いと考えられる対策 3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ・当該対策は十分か【再掲】 　十分である ・判断の根拠 　特定個人情報に係る照会提供事務については、システムの利用に当たり静脈認証を要求することにより、なりすまし等による不正使用を防止している。	事後	